

～従業員にとって働きやすく働きがいのある魅力ある職場づくりに取り組んでみませんか～

**無料**

**経営コンサルタントによる無料相談・研修のご案内**

(人事制度改善等支援)

- ・従業員の育成・定着につながる職場環境づくりを支援いたします。
  - ・経営コンサルタントによる、web上での研修や個別相談（電話・メール等）を行い、各事業所に応じた人事制度の改善を支援いたします。
- なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面によることなく支援をお受けいただけます。

このような事でお悩みではありませんか？

**7月10日まで  
申込受付中！**

**1法人当たり  
申請可能事業所  
数に上限なし！**

■従業員がキャリアパスを活用できる環境を整備したいが、何をすればよいのか分からない。

■新任職員等、従業員の育成の仕方が不安である。

■採用活動を行っているが、思うように応募が来ない。

■給与制度等、人事評価制度を効果的に導入することができず、従業員が職場に定着しない。



事業主

経営コンサルタントが各事業所のお悩みの解決に向けて、伴走型支援を行います。

※現時点での予定です。

※支援内容等は、今後変更になる場合があります。詳細は、お申込みいただいた後、参加が決定した事業者宛てに別途ご案内いたします。

相談支援内容及びスケジュール（案）

時期	実施内容	経営コンサルタント	介護事業所
9月～10月	<b>web上での研修 2回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①キャリアパスの意義や、給与制度、採用方法等に関する内容をweb上でご覧いただく予定</li> <li>②効果的なコンサル支援を行うために、各事業所の経営状況を確認します。</li> </ul>	
9月～1月	<b>相談支援 3回</b> (電話・メール等)	経営状況シートを踏まえた、事業所の人事制度等の改善提案を行います。	経営、人事制度等の改善計画を策定し、改善に向けた取組を実施
9月～1月	※今年度より相談支援回数を2回から3回に増やし支援充実化を予定！ ※支援方法は、事業所の希望に応じて選択可能とする予定	改善計画の進捗管理や、経営・人事制度等による人材の育成・定着促進に向けた助言及び指導を行います	改善計画
1月～2月	<b>振り返り 1回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1年間の取組を振り返り、今後に向けた助言及び指導を行います。</li> <li>②キャリア段位制度やキャリアパス導入促進事業費補助金の活用方法等を説明します。</li> </ul>	経営、人事制度改善等の取り組みを更に進めます。

上記とは別に、事業所のリーダー層、新任職員層向けにweb上での研修を実施いたします（希望制）。前期・後期各1回

リーダー層

■リーダーシップや職員の指導・育成（OJT等）に関する内容  
 前期：9月～10月 後期：11月～12月（予定）

新任職員層

■キャリアパスの基礎知識の講座や、接遇やコミュニケーション等基本的姿勢に関する内容  
 前期：10月～11月 後期：12月～1月（予定）

お申込みされる前に、以下の内容を十分御確認ください。

## 対象事業所

サービスの種類				
訪問介護	(介護予防) 短期入所療養介護	夜間対応型訪問介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス
通所介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス
(介護予防) 短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設サービス

(注1) 都内に所在する事業所とする。(注2) 国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除く。

(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

## 利用条件

**利用にあたり、以下の条件を満たす必要があります。**

1. 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請していないこと(令和2年度含む)
2. 「平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援」、「平成30年度人事制度改善等支援」、「令和元年度人事制度改善等支援」を申請していないこと
3. 令和2年4月1日現在、介護事業開始から、3年を経過していること
4. 令和2年4月1日現在、レベル認定者が在籍していないこと
5. 令和2年度又は令和3年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること
6. 令和3年度以降に東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

## 申込方法等

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページから「人事制度改善等支援」利用申請書をダウンロードいただき、法人にて取りまとめの上、**令和2年7月10日(金曜日)まで**にご提出ください。

(URL: <http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【提出先及びお問合せ先】

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階  
公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当  
TEL: 03-3344-8532

(留意点)

**1 法人につき申請可能な事業所数について、上限はございません。**

ただし、申請事業所数が上限(100事業所)を超えた場合、都の選考基準により採択させていただくことがあります。

## その他(問合わせ先)

### ■ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること

一般社団法人シルバーサービス振興会 (URL: <https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)  
e-mail: careprofessional@espa.or.jp

### ■ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

(URL: <http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

TEL: 03-3344-8532